

第4節 環境の保全と創造のための基盤づくり

1 自主的な環境配慮を实践する人づくり

(1) 環境情報の提供、普及啓発

県民一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の尊さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日¹」ひろしま大会等を通じて、環境保全思想の普及啓発に努めており、引き続き推進する必要があります。

県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択できるよう、環境保全行動等に関する情報を各種媒体を通じて総合的に提供する必要があります。

- ・「環境白書」「広島県環境保全関係規程集」等の配布・販売を行っている。
- ・ホームページにより県の施策、各種環境調査の結果、環境学習関係情報等を提供している。
- ・6月の環境月間、瀬戸内海環境保全月間等において各種イベントを実施するとともに、県の広報誌やテレビなど、各種の媒体を使って普及啓発を実施している。

【施策の方向】

散在する情報の総合化と積極的な提供の推進
様々な機会を通じた普及啓発の推進

(2) 環境教育・環境学習

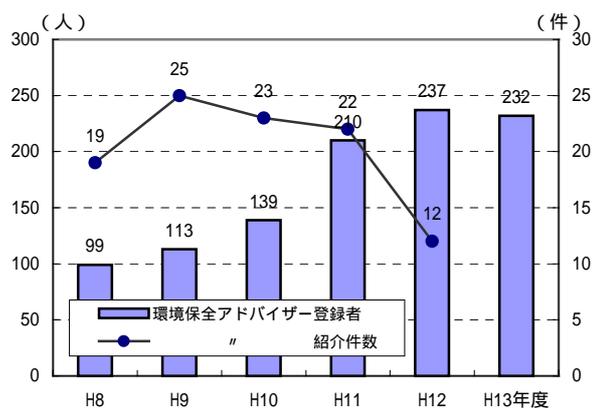
地域社会のあらゆる場において総合的で実践を伴う環境学習・環境教育が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育での取組の充実、そのための指導者の育成、拠点整備などを行う必要があります。

平成10年度に学習指導要領が改訂され、体験による問題解決能力の向上を目指した環境教育の充実が図られています。

- ・知識の習得にとどまらず、環境に配慮した主体的な行動ができる判断力を育むため、体験型環境学習ハンドブック、環境学習指導者向けハンドブックを作成・配付した。
- ・体験型環境学習として、「総合的な学習の時間」を利用した海辺教室、省エネ教室の開催や体験的環境学習指導者養成講座をモデル的に実施している。
- ・「広島県立緑化センター」で緑化に関する研修会を開催している。

県民の自主的な環境保全実践活動に対して、適切な指導、助言を行うことができる「環境保全アドバイザー²」等を育成しています。

- ・環境保全アドバイザーの養成講座・事後研修を実施しており、環境保全アドバイザー登録者数、養成講座受講者数は平成11年度以降、横ばいで推移している。



第4-2図 環境保全アドバイザー登録者数、紹介件数
(出典：県環境白書)

¹ 環境の日：「環境基本法」では6月5日を「環境の日」としている。

² 環境保全アドバイザー：地域における環境教育・環境学習を推進するため、県民が主体的に行う環境学習会などに県が講師を派遣する制度。

- ・森林インストラクター³の養成を実施した。
 - ・もみのき森林公園や県民の森に研修機器を整備するとともに、人材育成研修を実施した。
- 環境教育・環境学習に関する情報提供，研修，交流等の機能を備えた拠点施設を整備するとともに，既存施設のネットワーク化を推進するなど，機能強化を図る必要があります。

【施策の方向】

- 環境教育・環境学習の機会の充実
- 環境教育・環境学習のためのプログラムの整備と指導・助言等を行うことができる人材の確保
- 環境教育・環境学習拠点の整備

(3) 県民の実践活動

環境保全行動に対する意識は年々高まっているものの，実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあるため，日常生活における県民の自主的かつ積極的な取組を促進する必要があります。

- ・環境省が平成 14 年度に実施した「環境にやさしいライフスタイル実態調査」によると，「環境保全に関する行動に積極的に参加したい」との考え方について，「大変そう思う」との回答は 15.4%，「ややそう思う」との回答は 50.5%となっており，合わせて 65.9%が参加意向を示している。一方，環境保全活動の実態については，「地域の緑化活動に参加している」との設問に「いつも行っている」「だいたい行っている」「ときどき行っている」と回答した割合は合わせて 29.7%と低く，「地域のリサイクル活動」や「地域の美化活動」についてもそれぞれ 39.3%，41.9%と低調である。

県民の自主的な環境保全活動を促進し参加の機会の拡大を図るため，各地で行われている取組に関する情報提供を行うとともに，地域での緑化活動や美化運動などを行っている団体等の活動支援，「環境保全アドバイザー」の派遣などによる環境保全活動拡大に向けた支援を行っており，一層の充実を図る必要があります。

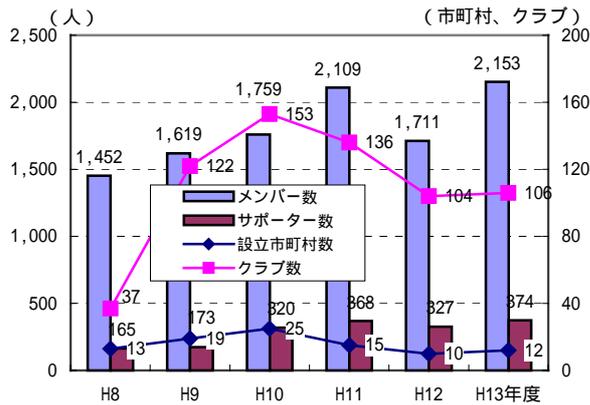
- ・子どもエコクラブ⁴数，メンバー数は，平成 11 年度までは概ね増加傾向にあったが，近年は横ばいで推移している。また，緑の少年団⁵数，団員数は，横ばいで推移している。
- ・県は，環境に配慮した取組を進めるため，56 団体で構成する「環境にやさしいひろしま県民会議⁶」の事務局として，その活動を支援している。
- ・環境情報に関するパネルやエコマーク商品・リサイクル商品の展示，各種資料・パンフレットの提供，環境関連の図書・ビデオ等の貸し出しを実施している。

³ 森林インストラクター：林野庁が平成 3 年度に創設した資格制度で，森林でのレクリエーション活動を行う人々に，森林の案内や森林内での野外活動の指導，森林や林業に関する知識を与える指導者。平成 5 年度からは，本県独自の広島県森林インストラクター制度を設けている。

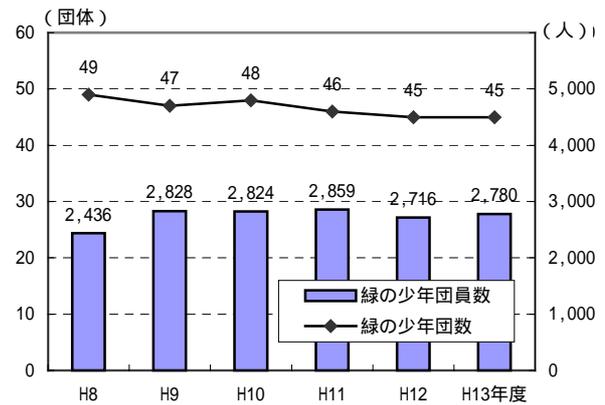
⁴ 子どもエコクラブ：環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。生き物調査やリサイクルなど自主的な取組を進めたり，全国のクラブ員との交流を図るなど，環境教育の面でも効果を上げている。

⁵ 緑の少年団：次代を担う子どもたちが，森林での学習活動，地域の社会奉仕活動，キャンプなどのレクリエーション活動を通じて自然を愛し人を愛し，自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした，子どもたちの自主的な団体。

⁶ 環境にやさしいひろしま県民会議：環境保全に向けた自主的な県民運動を推進するために，平成 9 年 11 月 26 日に設立された県民，事業者，行政で構成される組織。



第43図 こどもエコクラブ数、メンバー数
(出典：県環境白書)



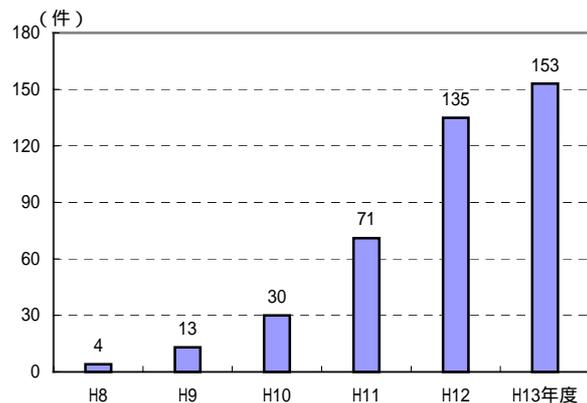
第44図 緑の少年団数、団員数
(出典：県環境白書)

【施策の方向】

県民の実践を促す情報提供の充実，双方向交流の促進，参加機会の拡大
 県民の実践活動に対する支援の充実

(4) 事業者等による環境配慮

県内では，大規模事業者を中心に ISO14001⁷の認証取得件数が着実に増加するなど，環境配慮の取組は拡大していますが，消費者等が事業活動における環境経営の状況を重視する傾向が強まっていることから，引き続き ISO14001 の認証取得を促進するとともに，今後は，事業者住民との「環境コミュニケーション」の充実，「環境効率性⁸」の向上に向けた取組の強化・拡充が求められます。



第45図 県内事業者の ISO14001 認証取得数
(出典：県環境白書)

- ・広島県内の ISO14001 認証取得事業所数は，平成 12 年度末においては前年の 2 倍近い 135 件が認証を取得し，平成 13 年度も 153 件と増加している。
- ・企業等の資材調達において，取引相手方の環境配慮の状況を重視したり，環境関連企業の成長性に着目し重点的に投資するエコファンド⁹の設定・販売が始まるなど，企業の環境経営の状況を重視する傾向が強くなっている。

⁷ ISO14000 シリーズ：企業が，地球環境に配慮した事業活動を行うために，国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく，企業が環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し，そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

⁸ 環境効率性：環境保全にかかるコストと経済活動を対立的にとらえるのではなく，より少ない環境への負荷で必要な財やサービスを生産・消費することを目指す考え方。特定の環境汚染物質を排出段階で除去する従来のような方法だけでなく，資源・エネルギーの利用，製品の生産・消費・不用物の排出という一連の過程を通じて生じる環境負荷の低減を図ることが求められる。

⁹ エコファンド：環境配慮に力を入れたり，自らエコビジネスを展開するなど環境問題に積極的に取り組む環境関連優良企業（エコエクセレントカンパニー）を対象に，その企業の銘柄の株を買う投資信託のこと。

- ・「ひろしま地球環境フォーラム¹⁰」には約 280 社が加入しており、各種講演会、セミナー等を実施している。
- ・中小事業者の環境保全対策推進のための環境保全技術等の指導を行っている。また、「環境保全資金融資制度」として、中小事業者における公害防止施設等の整備に要する資金融資を行っており、平成 13 年度は 9 件の実績があった。

【施策の方向】

環境負荷の低減に向けた事業者等の自主的な取組に対する多面的な支援の実施

(5) 顕彰制度

本県では、環境保全活動への意欲の高揚を図るため、「ひろしま環境賞」「学校環境緑化・学校林等活動コンクール」「景観づくり大賞」を実施し、優れた功績を表彰しています。

【施策の方向】

環境保全活動の拡大のため顕彰制度の活用

2 自主的な環境配慮を支える基盤づくり

(1) エコビジネス

環境省が平成 12 年に行った推計によれば、平成 9 年現在、エコビジネスの市場規模は 24 兆 7 千億円で、年平均伸び率 3.7%の成長産業になると見込まれ、平成 22 年には 40 兆 1 千億円に達するとされています。この間、雇用規模は 69 万 5 千人から 86 万 7 千人に増加すると推計されています。

また、「環境関連産業創出プログラム¹¹」では、本県における平成 22 年の環境関連産業の市場規模は 2 兆 6 千億円、雇用規模は 6 万 2 千人になると推計しています。

第 8 表 我が国の環境関連産業の市場規模・雇用規模予測（出典：県環境白書）

調査主体・調査名	調査年度	市場規模		雇用規模	
		現状	2010 年	現状	2010 年
(社)日本機械工業連合会・(社)日本産業機械工業会『環境ビジネスに関する調査』	平成 11 年	22 兆円	34 兆円	78 万人	118 万人
環境庁『わが国におけるエコビジネスの市場調査』	平成 12 年	24 兆円	40 兆円	70 万人	87 万人
内閣府経済財政諮問会議循環型経済社会に関する専門調査会『中間とりまとめ』	平成 13 年	48 兆円	70 兆円	123 万人	150 万人
経済産業省産業構造審議会環境部会循環ビジネスワーキンググループ『中間とりまとめ(案)』	平成 14 年	48 兆円	67 兆円	136 万人	170 万人

¹⁰ ひろしま地球環境フォーラム：環境保全思想の普及や国際協力などを通じ、地球にやさしい社会づくりを目指して平成 5 年 3 月に設立された県内企業・団体主導による組織。

¹¹ 環境関連産業創出プログラム：平成 13 年度設置の産学官連携組織「広島県環境関連産業創出推進協議会」において、環境関連産業の創出に向けた仕組みづくりに関する構想が策定された。本県の地域特性等を活かして、「クリーンエネルギー」、「地域特性とリンクした 3R 製品」、「海洋浄化」を重点テーマとして先導的プログラムを推進するよう提言されている。

第9表 本県の環境関連産業の市場規模・雇用規模の推計（出典：県環境白書）

区分	平成 11 年（1999 年）	平成 22 年（2010 年）	平均伸び率
市場規模	1兆 1,500 億円	2兆 6,000 億円	7.7%
雇用規模	31,000 人	62,000 人	6.5%

本県には、臨海部を中心に鉄鋼，化学などの基礎素材型産業や，自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり，エコビジネスの育成のためのポテンシャルは高いと考えられます。

こうした本県の特性を踏まえ，実用的な技術開発や施設整備，販路開拓に対する支援，特区制度の活用等により，エコビジネスの育成・集積に向けた取組の推進が求められています。

【施策の方向】

将来の成長産業であるエコビジネスの育成・集積の促進

(2) 環境影響評価制度¹²等の推進

平成 11 年 6 月に施行された「広島県環境影響評価に関する条例」や「環境影響評価法」に基づく審査・指導を行うとともに，同条例及び「広島県環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき，事後調査の実施状況等の調査を行っています。

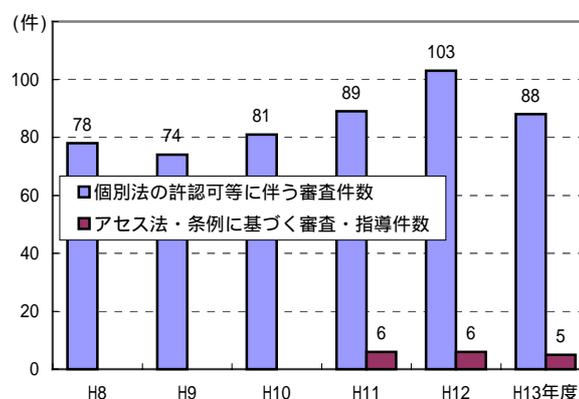
- ・平成 11 年度以降，環境影響評価の審査・指導件数は概ね 5 件程度である。
- ・「公有水面埋立法」，「瀬戸内海環境保全特別措置法」など個別法に基づく知事による許認可に際し，公害の防止や自然環境の保全の状況について審査を行っており，平成 8 年度以降，年間 100 件前後の審査を行っている。

また，国内外の「戦略的環境アセスメント¹³」の動向に注意し，適切に対応していくことが必要です。

なお，県では，県自らが実施する公共事業等において，計画段階から環境への配慮を自主的に行う仕組みを構築しています。

【施策の方向】

条例・法に基づく適切な環境影響評価の推進



第46図 環境影響評価等に係る審査・指導件数
（出典：県環境白書）

¹² 環境影響評価制度：開発事業等の内容を決めるに当たって，事業者自らが，その事業が大気や水，生物などの環境にどのような影響を及ぼすかについて調査，予測，評価を行い，その結果を公表して住民や自治体などの意見を聴きながら，事業計画を環境保全の観点からより良いものとしていく仕組みをいう。

¹³ 戦略的環境アセスメント：戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment：SEA）は比較的新しい概念であり，定義として様々なものが提案されているが，それらに共通する要素は，その対象が事業（project）ではなく，政策（policy），計画（plan），プログラム（program）の3つのPを対象とすること，環境面からの評価を記載した文書を作成し，必要に応じて環境部局や公衆との協議を行う環境面からの体系的な手続きを定めたものであることの2点である。

(3) 県の率先行動

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、温室効果ガスの排出抑制や省資源、省エネルギーなど環境に配慮した行動、グリーン購入¹⁴や公共工事における再生建設資材の利用などに県自らが率先して取り組んでいく必要があります。

また、公共工事等の実施に当たっては、計画段階から環境への配慮について検討を行い、環境と調和した工事等の実施が求められています。

- ・平成 10 年 3 月、県の事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動を率先して実行するため、その具体的な取組内容や推進体制をとりまとめた「エコオフィスプラン」を策定した。平成 12 年 3 月には、「地球温暖化対策推進法」に基づき、「エコオフィスプラン」も取り込んだ「広島県地球温暖化対策実行計画」を策定した。
- ・平成 13 年 4 月施行の「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）」の趣旨を踏まえ、平成 13 年 3 月には「広島県グリーン購入方針」を策定し、環境物品等の購入の推進を図っている。

【施策の方向】

県民や事業者の取組を促進する県自らの率先行動の推進

(4) 調査・研究

保健環境センター及び工業技術センター等において、大気汚染、水質汚濁等の公害、また、化学物質や廃棄物・リサイクル等についての調査・研究を行っています。

- ・保健環境センター、工業技術センター等で 10 数件程度の調査研究、技術開発を実施している。
- ・大気汚染・水質汚濁に関する「監視システム」や大気・水質等に関する「情報管理システム」を整備・運用している。

【施策の方向】

調査・研究の着実な推進

¹⁴ **グリーン購入**：製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。